

防衛省「最終的な調整結果」

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
78	<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定年までの辞任が課題となっている。今後、普通免許を取得していく中、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が困難になることを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になるとすることが考えられる。</p> <p>○一方で、消防団員の免許取得に対する意識は高いと感じられたが、運転免許費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防団活動の支障に対応するために、どのような施策を実施するのか、ということを、省庁の枠を超えて検討していただきたい旨、周知願いたい。</p> <p>○消防団活動の支援となっていくべきであるとの意見に賛成できるところを除くと、消防車両の運転免許の取得と並行して、消防団活動として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。</p> <p>○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車教習所への消防団員の受け入れについて、再検討いただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 稽務省において、準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を国として支援するため、運転免許制度の改善等を他省庁と調整すべきではないか、さらに、準中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両免許のほかに、現中の支障を解決するための制度を検討すべきではないか。</p> <p>○ 警察庁において、 「提案募集検討専門部会から生じた再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に関係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は、自動車の自動車教習所しかなるが、御指摘のようなことはない」。 ○ 一方で、防衛省における自動車教習所の技能教習が受け入れ可能な場合に、自動車教習所において技能教習を受けた消防団員の免許取得が可能となることにより、消防車両を運転できる団員の免許取得が可能となるが、消防団員の免許取得の年齢を減らすことになり、消防車両を運転できる団員の免許を取得することを踏まえ、消防団活動として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。</p> <p>○ また、自動車教習所の自動車教習所での技能教習の受託については、自衛隊法第100条の2において、「自衛隊の自動車教習所での技能教習を受けることの要件を受ける場合においては、自動車教習所の施設がない」と認めることは、自衛隊の任務遂行における自動車教習の実施ができない場合において、当該委託を受けるべきであることを踏まえ、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がない」と認めらざりに該当するものと解釈し、自衛隊自動車教習所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではない。</p> <p>○ また、自動車教習所の自動車教習所での技能教習の受託については、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、般に民間の自動車教習所において行われるものである。自動車教習所が全國に多数存在することを考えれば、「他に教育訓練の施設がない」と認めるべきとの要件を満たすとは言えない。したがって、この点に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けできないことについて御理解を賜りたい。</p> <p>なお、各自衛隊においても、施設等の制约から、受講可能な人数が限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。</p>	—	—